



発行 新潟県

第 32 号

平成26年4月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 752 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
- 753 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 754 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 755 土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 756 道路の区域変更（道路管理課）
- 757 道路の供用開始（道路管理課）
- 758 道路の区域変更（道路管理課）
- 759 道路の供用開始（道路管理課）
- 760 道路の区域変更（道路管理課）
- 761 道路の供用開始（道路管理課）
- 762 道路の区域変更（道路管理課）
- 763 道路の供用開始（道路管理課）
- 764 道路の区域変更（道路管理課）
- 765 道路の供用開始（道路管理課）
- 766 道路の区域変更（道路管理課）
- 767 道路の供用開始（道路管理課）
- 768 道路の区域変更（道路管理課）
- 769 道路の区域変更（道路管理課）
- 770 道路の供用開始（道路管理課）
- 771 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 772 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

病院局告示

- 2 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）
- 3 公金の収納事務の委託（病院局業務課）

病院局公告

特定調達契約の契約者等（病院局業務課）

選挙管理委員会告示

- 13 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 14 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 15 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 16 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 17 個人演説会等を開催することのできる施設の指定、異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）

労働委員会告示

- 1 新潟県労働委員会あっせん員候補者（労働委員会事務局総務課）

公安委員会告示

- 42 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）



◎新潟県告示第752号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成26年 4 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

登録番号	新潟県生第320号
肥料の種類	炭酸カルシウム肥料
肥料の名称	53炭酸カルシウム
保証成分量	アルカリ分 53.0パーセント
その他の規格	その他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	上越鉱業株式会社 新潟県糸魚川市大字歌660番地
有効期間	昭和47年 5 月10日から平成32年 5 月 9 日

◎新潟県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小千谷市の山吉土地改良区の定款の変更を平成26年 4 月21日認可した。

平成26年 4 月30日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成26年 5 月 1 日から平成26年 5 月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月30日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新潟市・西蒲原土地改良区	西蒲原地区	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	新潟市西蒲区役所 燕市役所農林部農政課 西蒲原郡弥彦村役場 長岡市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成26年 4 月30日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 大和郷土地改良区	浦佐第3	農用地改良保全（基盤整備促進）事業	平成26年 2 月21日

◎新潟県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成26年4月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市北立島1番から	新	7.2～17.0メートル	131.4メートル
同市北立島478番1まで	旧	7.2～35.0メートル	146.1メートル

◎新潟県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市北立島1番から同市北立島478番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月30日

◎新潟県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市北鶴島字池の平449番5から	新	28.2～37.2メートル	15.0メートル
同市北鶴島字池の平449番5まで	旧	28.2～33.5メートル	15.0メートル

◎新潟県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市北鶴島字池の平449番5から同市北鶴島字池の平449番5まで

3 供用開始の期日 平成26年 4 月30日

◎新潟県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 4 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市水津字石畑 117 番 1 から 同市片野尾字風嶋367番 3 まで	新	9.0～84.0メートル	1,056.2メートル
	旧	6.0～34.4メートル	1,061.4メートル

◎新潟県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 4 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市水津字石畑117番 1 から同市片野尾字風嶋367番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 4 月30日

◎新潟県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 4 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市豊岡字長磯 1402 番から 同市柿野浦字くさ記877番 1 まで	新	15.2～28.0メートル	714.8メートル
	旧	15.2～25.5メートル	714.8メートル

◎新潟県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市豊岡字長磯1402番から同市柿野浦字くさ記877番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月30日

◎新潟県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市東鶴島字鶴島崎6番から	新	11.6～21.8メートル	60.4メートル
同市東鶴島字ウシマサキ253番1まで	旧	9.4～21.8メートル	60.4メートル

◎新潟県告示第765号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市東鶴島字鶴島崎6番から同市東鶴島字ウシマサキ253番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月30日

◎新潟県告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市松ヶ崎字さる丸1268番から	新	10.8～83.0メートル	245.2メートル
同市松ヶ崎字とくら平418番まで	旧	10.8～35.4メートル	244.6メートル

◎新潟県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 4 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間 佐渡市松ヶ崎字さる丸1268番から同市松ヶ崎字とくら平418番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 4 月30日

◎新潟県告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 4 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市宮川字川原 1652 番から 同市飯持236番 1 まで	新	9.8～28.2メートル	374.4メートル
	旧	(A)9.8～28.2メートル	374.4メートル
		(B)10.6～28.2メートル	386.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 4 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白雲台乙和池相川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市相川銀山町 1 番 1 から 同市下相川1305番まで	新	4.8～49.8メートル	853.6メートル
	旧	6.2～29.0メートル	854.3メートル

◎新潟県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 白雲台乙和池相川線
- 2 供用開始の区間
佐渡市相川银山町1番1から同市下相川1305番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月30日

◎新潟県告示第771号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
阿賀野都市計画用途地域（阿賀野市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第772号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - ・種類 新潟都市計画地区計画（聖籠町決定）
 - ・名称 役場周辺第1地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

病院局告示

◎新潟県病院局告示第2号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成26年5月1日から実施する。

平成26年4月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立小出病院	内科、消化器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、放射線科、	新潟県立小出病院	内科、消化器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、精神科、神経科、麻酔

	精神科、神経科、麻酔科		科
(略)		(略)	
新潟県立坂町病院	内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、歯科	新潟県立坂町病院	内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年 4 月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

- 1 委託する事務
各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称
新潟市中央区米山2丁目5番地1
株式会社BSNアイネット
- 3 委託期間
平成26年 4 月1日から平成27年 3 月31日まで

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 4 月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

- 1 調達件名及び名称
病院業務の電算処理業務並びにコンピュータ管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成26年 4 月1日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社BSNアイネット
新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 7 契約金額
317,801,232円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年4月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の名	主たる事務所の所在地
(平成)				
26. 1. 17	かわらい拓也後援会	鎌田健一	鎌田昭子	三条市石上3-34-38
26. 1. 14	小柳さとし後援会	阿部紀夫	米田雄作	新潟市北区柳原4-10-13
26. 1. 22	税理士による石崎とおる後援会	池淳一	瀬賀弥平	新潟市東区中山7丁目35番11号
26. 2. 14	「長橋一弘」後援会	長橋一弘	西川克彦	三条市元町14番7号
26. 2. 18	酒井つよし後援会	酒井健	大竹勝	三条市長野268番地
26. 2. 5	しぶや明治後援会	中川明良	小熊一雄	新潟市東区古川町8-9
26. 2. 17	のざき久雄おもいやり市民の会	桐生竜治	野寄喜一郎	三条市一ノ門2丁目12-17

◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年4月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
26. 1. 21	自由民主党新潟県第五選挙区支部	主たる事務所の所在地	長岡市今井2-26
26. 1. 20	自由民主党新潟県電気通信職域支部	主たる事務所の所在地	新潟市中央区米山3-1-41-801山澤誠次方
26. 2. 7	社会民主党新潟県連合	会計責任者	渡辺英明
26. 2. 3	自由民主党魚沼堀之内支部	代表者	遠藤徳一
26. 2. 21	自由民主党蒲川原区支部	会計責任者	山本一弘
26. 2. 21	自由民主党大島支部	会計責任者	高橋伸一
26. 2. 13	自由民主党柿崎支部	会計責任者	滝沢正芳
26. 2. 24	自由民主党巻支部	代表者	福田幸吉
		主たる事務所の所在地	新潟市西蒲区巻甲2957

(2) その他の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
26. 1. 14	あおの寛一後援会	代表者	小林俊夫
26. 1. 30	幸福実現党佐渡後援会	代表者	生越寛明
		会計責任者	生越寛明
26. 1. 24	全国屋外広告業者政治連盟新潟支部	代表者	菅原正憲
26. 1. 14	朝栄会	代表者	小林俊夫
26. 1. 27	鶴巻としきを支援する会	会計責任者	鶴巻学
26. 1. 27	電機連合新潟政治活動委員会	会計責任者	渡邊明
26. 1. 20	新潟県情報通信懇話会	主たる事務所の所在地	新潟市中央区米山3-1-41-801山澤誠次方
26. 1. 28	新津経済人連盟	代表者	古川賢一
26. 2. 28	幸福実現党燕後援会	会計責任者	吉田貴美恵
26. 2. 27	幸福実現党長岡後援会	代表者	牧野泰代
		会計責任者	牧野泰代
26. 2. 27	幸福実現党新潟県本部	会計責任者	西潟真智子
26. 2. 27	幸福実現党新潟後援会	会計責任者	西潟真智子
26. 2. 18	幸福実現党新潟東後援会	代表者	西潟純子
		会計責任者	西潟純子
26. 2. 24	日本政経報道連盟	会計責任者	守矢芳幸

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年4月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア. 政党の支部

解 散

年月日 政治団体の名称

(平成)

25.12.31 日本維新の会参議院新潟県選挙区第1支部

イ. その他の政治団体

解 散

年月日 政治団体の名称

(平成)

25.11. 2 五十嵐孝後援会

25.12.31 一成倶楽部

25.12.31 すずきせいこと共に歩む会

25.12.28 高井保後援会

25.12.31 本多了一後援会

25.12.31 三島谷まきこ会

(2) 収支報告書の要旨

ア. 政党の支部

政治団体の名称 日本維新の会参議院新潟県選挙区第1支部

報告年月日 平成 26年 1月 23日

1 収入総額	35,876,761 円		
前年繰越額	0 円		
本年収入額	35,876,761 円		
2 支出総額	35,876,691 円		
3 本年収入の内訳			
寄附(内訳別掲)	19,586,170 円		
個人からの寄附	19,586,170 円		
借入金	14,100,000 円		
米山隆一	13,000,000 円		
隆政会	1,100,000 円		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	2,000,000 円		
日本維新の会本部	2,000,000 円		
その他の収入	190,591 円		
敷金返還	190,591 円		
合 計	35,876,761 円		
4 寄附の内訳			
個人からの寄附			
(寄附者の氏名) (金額) (住所)			
米山隆一	19,586,170 円		東京都渋谷区
小 計	19,586,170 円		
5 支出の内訳			
経常経費	10,801,188 円		
人件費	9,153,262 円		
光熱水費	18,684 円		
備品・消耗品費	1,343,727 円		
事務所費	285,515 円		
政治活動費	25,075,503 円		
組織活動費	10,748,549 円		
機関紙誌の発行その他の事業費	9,911,276 円		
宣伝事業費	9,911,276 円		
調査研究費	1,050,000 円		
その他の経費	3,365,678 円		
合 計	35,876,691 円		
6 資産等の内訳			
借入金			
(借入先) (借入残高)			
米山隆一	10,734,322 円		

イ. その他の政治団体

政治団体の名称	五十嵐孝後援会	政治活動費	30,000 円
報告年月日	平成 26年 1月 7日	組織活動費	30,000 円
		合 計	30,000 円

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 一成倶楽部

報告年月日 平成 26年 1月 14日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 すずきせいこと共に歩む会

報告年月日 平成 26年 2月 21日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 高井保後援会

報告年月日 平成 26年 1月 15日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 本多了一後援会

報告年月日 平成 26年 2月 25日

1 収入総額	133,880 円
前年繰越額	1,980 円
本年收入額	131,900 円
2 支出総額	133,880 円
3 本年收入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	81,900 円
	273 人
寄附(内訳別掲)	50,000 円
個人からの寄附	50,000 円
合 計	131,900 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
その他	50,000 円
小 計	50,000 円
5 支出の内訳	
経常経費	133,880 円
光熱水費	12,000 円
備品・消耗品費	1,880 円
事務所費	120,000 円
合 計	133,880 円

政治団体の名称 三島谷まきこ会

報告年月日 平成 26年 1月 21日

1 収入総額	205,024 円
前年繰越額	204,990 円
本年收入額	34 円
2 支出総額	30,000 円
3 本年收入の内訳	
その他の収入	34 円
10万円未満の収入	34 円
合 計	34 円
4 支出の内訳	

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 4 月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成24年分	宣伝事業費	19,927 円
〔政党の支部〕	合計	278,140 円

政治団体の名称 自由民主党中之口支部

報告年月日 平成 26年 2月 19日

1 収入総額	211,304 円
前年繰越額	66,096 円
本年收入額	145,208 円
2 支出総額	134,724 円
3 本年收入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	25,200 円
21 人	
寄附（内訳別掲）	20,000 円
個人からの寄附	20,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	100,000 円
自由民主党新潟県第二選挙区支部	70,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	30,000 円
その他の収入	8 円
10万円未満の収入	8 円
合計	145,208 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
その他	20,000 円
小計	20,000 円
5 支出の内訳	
政治活動費	134,724 円
組織活動費	56,284 円
選挙関係費	78,440 円
合計	134,724 円

政治団体の名称 自由民主党柿崎支部

報告年月日 平成 26年 2月 13日

1 収入総額	654,531 円
前年繰越額	382,277 円
本年收入額	272,254 円
2 支出総額	278,140 円
3 本年收入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	82,200 円
89 人	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	180,000 円
自由民主党新潟県第六選挙区支部	120,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	60,000 円
その他の収入	10,054 円
10万円未満の収入	10,054 円
合計	272,254 円
4 支出の内訳	
経常経費	3,716 円
備品・消耗品費	2,981 円
事務所費	735 円
政治活動費	274,424 円
組織活動費	167,184 円
選挙関係費	87,313 円
機関紙誌の発行その他の事業費	19,927 円

政治団体の名称 自由民主党魚沼堀之内支部

報告年月日 平成 26年 2月 27日

1 収入総額	316,874 円
前年繰越額	20,220 円
本年收入額	296,654 円
2 支出総額	306,740 円
3 本年收入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	63,600 円
57 人	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	233,054 円
自由民主党新潟県第五選挙区支部	183,054 円
自由民主党新潟県支部連合会	50,000 円
合計	296,654 円
4 支出の内訳	
政治活動費	306,740 円
組織活動費	229,240 円
選挙関係費	77,500 円
合計	306,740 円

政治団体の名称 自由民主党新潟県五泉市東蒲原郡第一支部

報告年月日 平成 26年 2月 26日

1 収入総額	76,000 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	76,000 円
2 支出総額	76,000 円
3 本年收入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	76,000 円
130 人	
合計	76,000 円
4 支出の内訳	
政治活動費	76,000 円
組織活動費	76,000 円
合計	76,000 円

〔資金管理団体〕

政治団体の名称 新未来政策研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 冨樫一成

資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議会議員

報告年月日 平成 26年 1月 14日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 安中聡後援会

報告年月日 平成 26年 2月 7日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 今井さちよ後援会

報告年月日 平成 26年 1月 10日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 近藤和義を励ます会

報告年月日 平成 26年 1月 6日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 須貝たつお後援会

報告年月日 平成 26年 2月 14日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 関まさし後援会

報告年月日 平成 26年 2月 18日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 高松もりお後援会

報告年月日 平成 26年 1月 8日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 竹内えみこ後援会

報告年月日 平成 26年 2月 26日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 鶴巻としきを支援する会

報告年月日 平成 26年 1月 27日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 新潟県越星会

報告年月日 平成 26年 2月 12日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 日本政経報道連盟

報告年月日 平成 26年 2月 24日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 矢野一夫後援会

報告年月日 平成 26年 1月 14日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、糸魚川市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成26年 4月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
田沢地区公民館	糸魚川市大字田海 13番地 2	会議室	49.58	平成 26 年 4 月 11 日

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
磯部ふれあい会館 (旧磯部ふるさと会館)	糸魚川市大字藤崎 992 番地	和室 1	33.00	平成 26 年 4 月 11 日
		和室 2	33.00	
		和室 3	39.00	
		体育館	301.00	
須沢支館 (旧須沢地区公民館)	糸魚川市大字須沢 697 番地 1	2階 集会室	144.00	
		和室 A	87.00	
		和室 B	56.00	
		和室 C	66.00	
		(旧 2階 集会室)	(旧144.00)	
今村新田支館 (旧今村新田地区公民館)	糸魚川市大字今村新 田 587 番地	研修室	67.00	
		講座室 1	37.00	
		講座室 2	37.00	
八久保支館 (旧八久保地区公民館)	糸魚川市大字田海 13 番地 2	1階 和室 (大)	86.00	
		2階 集会室	128.00 (旧90.00)	
田海支館 (旧田海地区公民館)	糸魚川市大字田海 559 番地 8	1階 和室	46.00	
		2階 集会室	130.00	
高畑支館 (旧高畑地区公民館)	糸魚川市大字田海 2755 番地 1	1階 和室 (大)	68.00	
		2階 集会室	104.00	
寺地支館 (旧寺地地区公民館)	糸魚川市大字寺地 150 番地	1階 和室	62.40	
		2階 集会室	88.00	
		(旧 2階 集会室)	(旧88.00)	
名引支館 (旧名引地区公民館)	糸魚川市大字寺地 224 番地 1	1階 和室 A	35.00	
		1階 和室 B	35.00	
		2階 集会室	106.00	
東町支館 (旧東町地区公民館)	糸魚川市大字青海 281 番地	1階 和室	63.00	
		2階 集会室	100.00	
西町支館 (旧西町地区公民館分館)	糸魚川市大字青海 917 番地 1	東和室	44.00	
		西和室	44.00	

中央支館 (旧中央地区公民館)	糸魚川市大字青海 1013 番地 2	1階 和室	61.00
		2階 集会室	86.00
大沢支館 (旧大沢地区公民館)	糸魚川市大字青海 2673 番地 3	和室	86.12
歌支館 (旧歌地区公民館)	糸魚川市大字歌 861 番地	2階 集会室	104.00
外波支館 (旧外波地区公民館)	糸魚川市大字外波 360 番地 38	1階 和室A	20.00
		1階 和室B	23.00
		1階 和室C	19.00
		2階 集会室	66.00
市振支館 (旧市振地区公民館)	糸魚川市大字市振 909 番地 1	2階 集会室	126.00
玉ノ木支館 (旧玉ノ木地区公民館)	糸魚川市大字市振 1132 番地	1階 会議室	63.00
		2階 集会室	82.00
上路支館 (旧上路地区公民館)	糸魚川市大字上路 1027 番地	和室	54.00

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
須沢地区公民館分館	糸魚川市大字須沢 697 番地 1	和室A	87.00	平成 26 年 4 月 11 日
		和室B	56.00	
		和室C	66.00	
西町地区公民館	糸魚川市大字青海 4490 番地 92	2階 集会室	93.00	

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱した平成26年4月3日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

平成26年4月30日

新潟県労働委員会

会長 西野 喜一

氏名	現職	略歴
西野 喜一	弁護士	新潟大学大学院 実務法学研究科教授
兒玉 武雄	弁護士	新潟県弁護士会副会長
櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会副会長
佐藤 朗子	新潟青陵大学 看護福祉心理学部教授	新潟青陵大学 看護福祉心理学部助教授

関川 由美子	—	(公財)新潟県文化振興財団 業務執行理事
小林 真千子	情報産業労働組合連合会 新潟県協議会特別幹事	日本労働組合総連合会 新潟県連合会副会長
林 光弘	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 組織対策部長	日本労働組合総連合会新潟県連合会 新潟地域協議会事務局長
橋本 義明	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部書記長	頸城ハイヤー労働組合 書記長
米山 哲也	新潟県電力関連産業労働組合総連合 会長	新潟県電力関連産業労働組合総連合 事務局長
齋藤 敏明	日本労働組合総連合会 新潟県連合会会長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会事務局長
小野塚 崇	(一社)新潟県経営者協会 顧問	第四スタッフサービス(株) 代表取締役社長
鈴木 和夫	(株)本間組 取締役専務執行役員	(株)本間組 取締役兼常務執行役員
岩崎 孝秋	北陸ガス(株) 取締役総務人事部長	北陸ガス(株) 取締役長岡支社長
本間 哲夫	(一社)新潟県経営者協会 専務理事	(株)富有社 本社営業部付部長
中山 正子	(株)キタック 常務取締役総務部長	(株)キタック 取締役総務部長
石附 敏弥	新潟県労働委員会事務局長	新潟県立図書館長
川口 剛	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県農林水産部食品・流通課長

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第42号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

平成26年 4 月30日

新潟県公安委員会

委員長 小 林 彰

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習(以下「2号警備業務」という。)
- 2 実施期間及び場所
 - (1) 実施期間
平成26年 6 月 3 日(火)から平成26年 6 月10日(火)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
新潟県新潟市中央区新光町6番地1
興和ビル
- 3 受講定員
30人
- 4 受講対象者
次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成26年5月15日（木）から平成26年5月16日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成26年5月27日（火）から平成26年5月28日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110 (代表)